

柏崎市入札閲覧設計書に関する質問回答等取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、柏崎市が発注する財務部契約検査課所管の建設工事及び建設コンサルタント等業務に関する制限付一般競争入札、指名競争入札及び公募型指名競争入札(以下「入札案件」という。)について、入札契約手続における透明性、公平性を図る観点から、入札閲覧設計書に関する質問書の提出及び質問書の回答に関する必要な手続を定めることを目的とする。

(対象案件)

第2条 この要領は、原則として、すべての入札案件について適用する。ただし、閲覧期間が極めて短いもの等、この要領によることが適当でないと認められるものは、対象から除くことができる。

(質問書の提出)

第3条 入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、入札閲覧設計書(設計書、図面、仕様書及び現場説明書等をいう。)に関して質問がある場合は、次により入札閲覧設計書に関する質問書(別記第1号様式。以下「質問書」という。)を提出することができる。

- (1) 提出方法 別記第1号様式をメールにより契約検査課長に提出すること。
- (2) 提出期限 入札書受付締切日の5日(新潟県柏崎市の休日を含める条例(平成元年条例第31号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)前の午後4時までとする。

(質問への回答)

第4条 提出された質問に対しては、質問回答書(別記第2号様式)により回答するものとする。この場合において、類似する複数の質問書については、一括して回答することができる。但し、質問提出期限を過ぎて提出された質問には回答しないものとする。

(回答方法)

第5条 質問への回答期限は、原則として入札書受付締切日の3日(休日を除く。)前の午後5時とし、回答は、インターネット上に公表するシステムにより行うものとする。

(質問回答書の取扱い)

第 6 条 質問回答書は、入札後、設計に係る決裁文書に添付して保管する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 9 月 7 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

第 1 号様式

入札閲覧設計書に関する質問書	
工事名 業務名	
質問者名	会社名： 代表者名： 連絡先：電話 メール 質問者：
入札予定日	平成 年 月 日（ ）
提出年月日	平成 年 月 日（ ）
質問事項	

- 注 1 質問書は、財務部契約検査課に提出してください。
- 2 質問提出期限を過ぎて提出された質問には回答しません。
- 3 質問の回答は、質問提出期限の日から起算して3日（休日を除く。）以内に、インターネット上に公表するシステムにより回答します。

第 2 号様式

契第 号
平成 年 月 日

入札参加予定者 様

柏崎市長 印

工事・業務の質問について（回答）

このことについて、柏崎市入札閲覧設計書に関する質問回答等取扱要領に基づき、下記のとおり回答します。

記

入札閲覧設計書に関する質問回答書	
工事名 業務名	
入札予定日	平成 年 月 日（ ）
提出年月日	平成 年 月 日（ ）
質問事項	回 答